

次のとおり基本測量を実施するので測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により公告する。

令和7年3月11日

静岡県知事 鈴木康友

- 1 測量機関  
国土交通省国土地理院
- 2 作業の種類  
基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）
- 3 作業期間  
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 4 作業地域  
静岡県全域